

議案第 8 号

我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

定年延長制度導入への対応、育児休業取得などワーク・ライフ・バランスの推進及び消防学校等研修に伴う代替職員の確保を図り、消防力を維持・強化していくために消防職員の定数を増員するため提案するものです。

我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例

我孫子市職員定数条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）から（6）まで 略 （7） 消防本部及び消防署の職員 <u>188人</u> （8） 略	（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）から（6）まで 略 （7） 消防本部及び消防署の職員 <u>174人</u> （8） 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。